

意匠法

デザイン

- 語義の変遷

designare (デシナーレ) から派生したとされる
= しるしづける・表示する

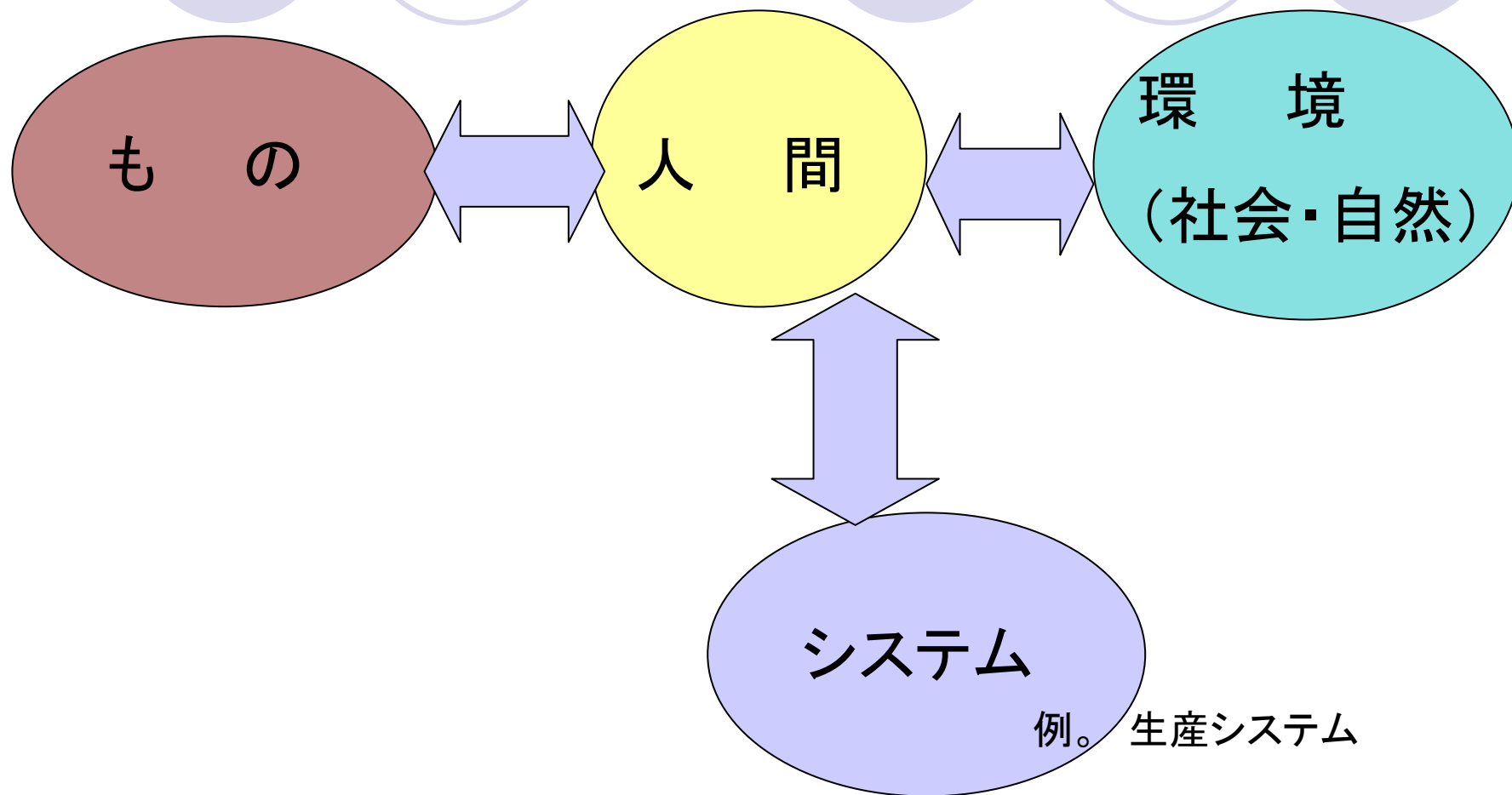
意味が発展

何らかの計画や見
積りを明示する

今日の「デザイン」

ある目的に向けて計画を立て、問題解決のために思考・概念の組み立てを行い、それを可視的・感覚的媒体によって表現・表示すること

今日の「デザイン」



多面化・複雑化

デザインの 카테고리

- 生産 ⇒ 生産デザイン 「もの」にかかわるもの
- コミュニケーション ⇒ 視覚・伝達デザイン
- 環境形成 ⇒ 環境・空間デザイン

インダストリアル・デザイン

生産デザインを中心に
視覚・伝達デザイン、環境・空間デザインに含まれるデザインの一部で、産業に立脚するもの

意匠法の歴史とデザイン運動の歴史

- 明治21年意匠条例(1888年)

明治9年から準備着手し、明治21年公布
イギリス、アメリカの意匠保護を範とした

背景

陶磁器などの工芸品の輸出増加

工芸品の量産化に対して、模倣と粗製乱造がなされた
模倣禁止の法的整備の必要性の高まり

出願主義、審査主義、先願主義(特許との相違、先
創作者の判定困難)

権利存続期間: 専用年限3,5,7,10年の4種類

客体: 工業上の物品に応用すべき形状、模様若しくは色彩

- 明治32年意匠法

パリ条約(工業所有権保護同盟条約)加盟に伴う改正

背景

新しいデザイン運動(アール・ヌーボー)による日本産業界への刺激、影響

海外万国博覧会への出品・輸出

模倣の例有り ⇒ 国際的保護の必要性

外国人の権利能力を認める

客体: 形状、模様、色彩の他に、それらの結合を含むことにした(実態に合わせた)

権利存続期間: 10年

デザイン運動

産業革命からアール・ヌーボーへ

- 産業革命

手工芸時代 ⇒ 機械による大量生産

手工芸時代の様式の複製形態のまま

機械による設計と生産の分業化の中で使い勝手の悪い粗悪品乱造

この歪みを是正する運動の1つ

「アート・アンド・クラフト運動」 反近代化の傾向
(ウィリアム・モリス、19世紀後半・イギリス)

- アール・ヌーボー フランス・ベルギー中心

モチーフ

植物など自然

工業上の新素材:鉄

装飾主体から脱しきれない考え方

商品の外形: stylingかappearanceである

- 明治42年意匠法（1909年）

制度をより完全なものに

保護要件の明確化

新規性の規定明確化

秘密意匠制度（登録後3年以内秘密にできる）

実用新案から意匠への変更

背景

資本主義の高度化、商業意匠分野の活動盛んに
デザイン運動（ドイツ工作連盟）の影響

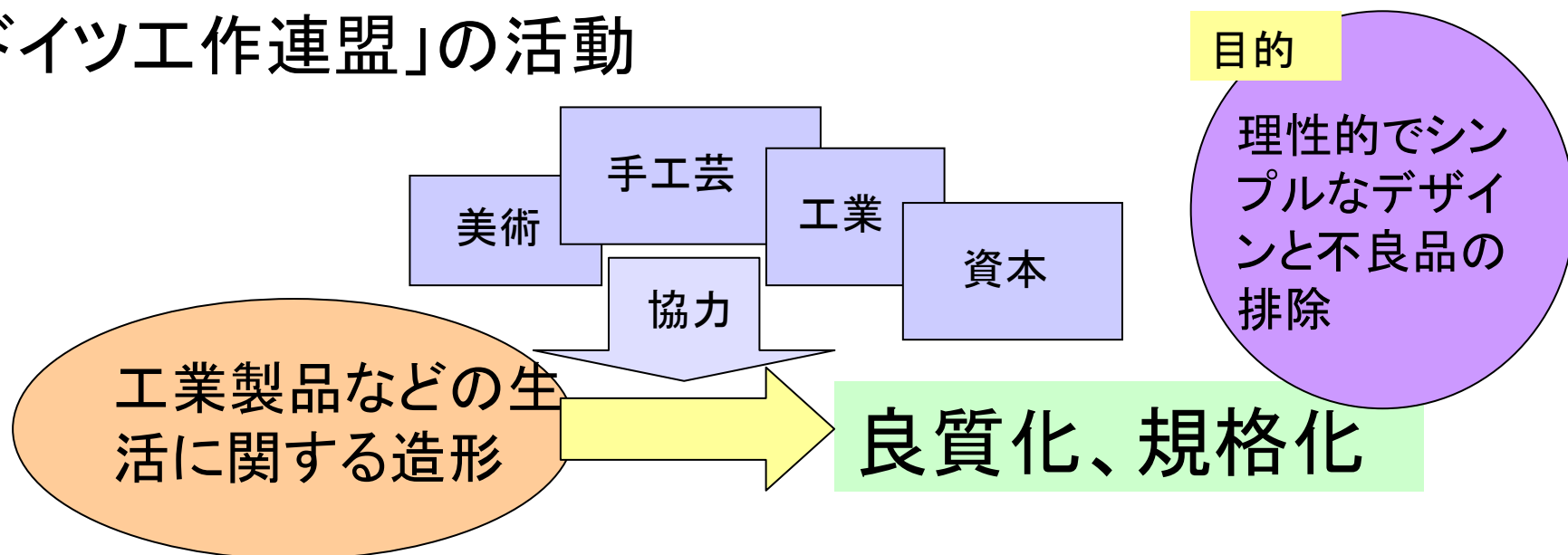
デザイン運動 近代デザイン運動

- 「ドイツ工作連盟」(1907～)
- 「バウハウス」(1919～)

機械時代の新しい造形を評価

職業としてのデザイナーのあるべき姿追及

「ドイツ工作連盟」の活動



- 「良い品質」とは
精度が良い
耐久力がある

○ 使ってみて、使い勝手や使い心地がよいことも
その基礎的条件であること
に気づいた

近代デザイン運動
の推進と成功

「バウハウス」

総計芸術の総合的な学校

「ドイツ工作連盟」の思想を受
け継ぎ発展

商品の形態がその機能
や用途に合致している
ことにほかならない

- 大正10年意匠法

産業、経済状況の変化に伴った工業所有権四法
の大幅改正

背景

製品は、美術的なものから合理的で産業的なもの
へと移行

応用すべき



客体：物品に**関する**形状、模様若しくは色彩又はそ
の結合

物品と形態の緊密性が深まった

デザイン運動

● 第一次大戦後

アメリカ 工業国として急速に発展

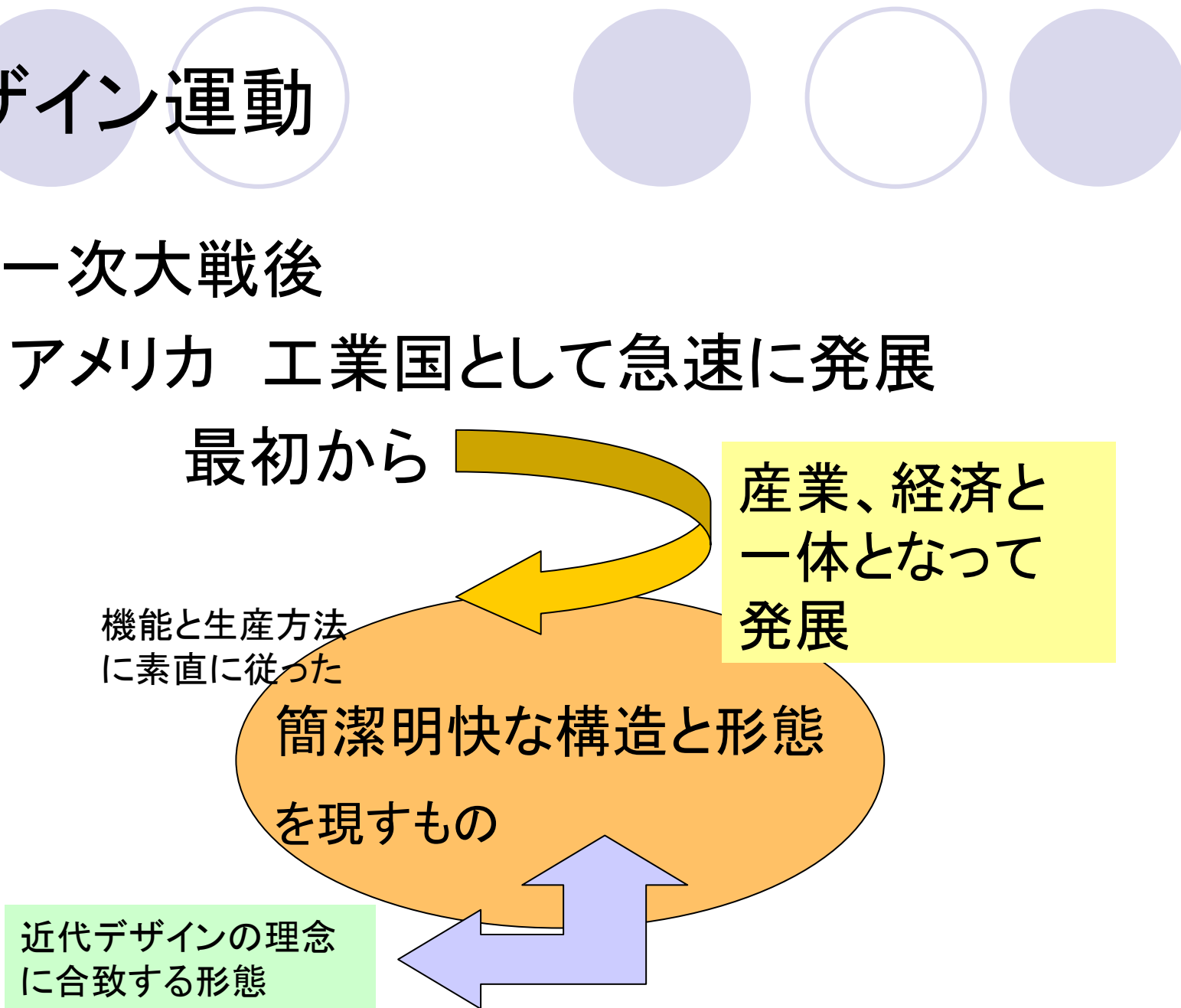
最初から

産業、経済と
一体となって
発展

機能と生産方法
に素直に従った

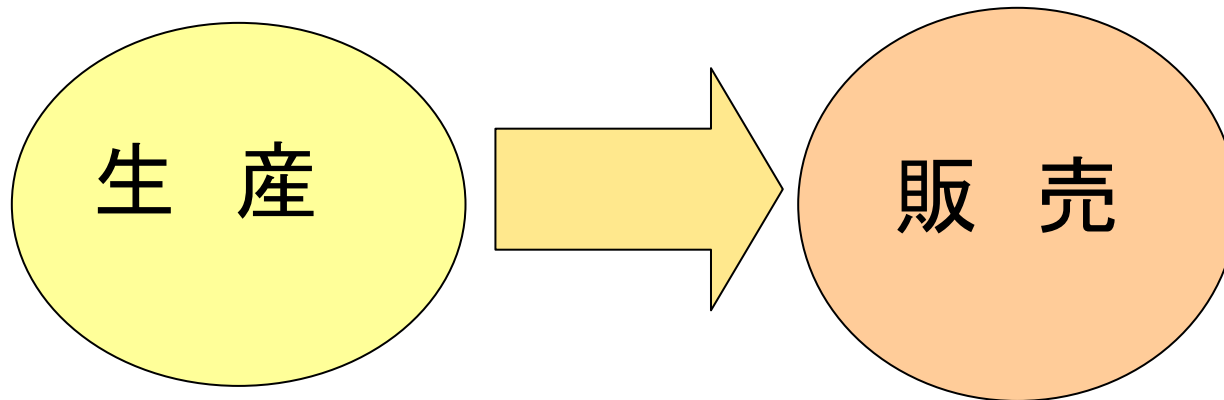
簡潔明快な構造と形態
を現すもの

近代デザインの理念
に合致する形態



● 20世紀初頭の経済変動

産業経済の重点



デザイン
の役割

＝ 商品を好ましい形に仕上げる

デザイナー

マス・プロ、マス・セールスをプ
ロモートする役割が求められる

世界最初の工業
デザイン事務所
(1927年)

昭和34年意匠法

社会経済情勢の著しい変化に伴う工業所有権法の全面改正

意匠の明確な定義規定：「考案」との区別
物品と形態の一体不可分性を明確に

意匠は、物品の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合

権利存続期間：10年⇒15年に延長

背景

激しい国際競争への参加

平成10年意匠法

- 広く強い意匠権によるデザインの保護
背景

デザイン開発の大きなレベルアップ

デザイン開発実体の多様化、巧みな模倣の
実態への対応

平成18年改正

権利保護期間 15年 ⇒ 20年

デザインと意匠登録制度

- デザイン

市場における販売戦略構築の1つの手段

- 意匠の性格、模倣やデザインの開発の実態に即した意匠の保護を目的とする制度

例

「秘密意匠制度」

「組物の意匠制度」

「関連意匠制度」

意匠法の概要

● 目的

「意匠の保護及び利用を図る」

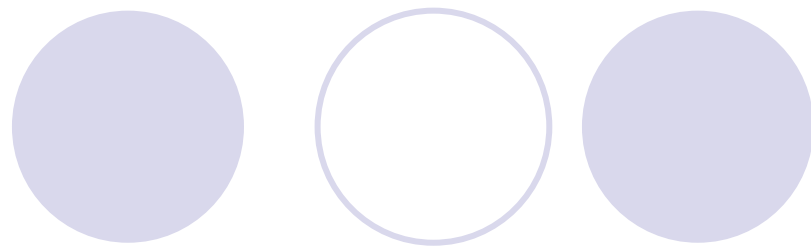
「意匠の創作を奨励」

「産業の発達」

(意匠法第一条)

意匠の保護: 創作価値ある意匠に独占的排他権を認める(競争者に対する優位性の確保)

意匠の定義（第2条）



「**物品**（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の**形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合**であって、**視覚**を通じて**美感**を起こさせるものをいう。」

4つの属性

- 物品性
- 形態性
- 視覚性
- 美感性



● 物品性

有体物

動産 物品はその物自体が独立に移転交換の対象となるもの

● 形態性

平面形状あり

形状・模様・色彩の結合

文字：情報伝達のためだけのものを除き意匠を構成

Cocacola、Cup Noodle

- 視覚性 肉眼で認識できない微小なものは対象外
- 美感性

視覚による、生活に楽しみ、快感を与える
美の高低は論じられない、美感の有無は問題

意匠登録出願

書面主義

願書、添付図面（意匠登録を受けようとする意匠を
記載した図面）

立体図法、CGによる図面容認

登録要件

- 工業上の利用性（第3条第1項柱書）

工業的生産過程を経て反復生産され、
量産されること

同一物が多数産出されるもの

著作物：一品製作前提

同一物＝一見して同一に見える

程度の同一性があればよい

博多人形「赤とんぼ」

意匠法の保護対象

著作権の保護対象

特許法との相違

登録要件

● 新規性

日本国内又は外国において公然知られた意匠

日本国内又は外国において頒布された刊行物
に記載された意匠

日本国内又は外国において電気回線を通じて
公衆に利用可能となった意匠

これらに類似する意匠

類似する意匠

- 全体の形態上のまとまり、その意匠的効果・価値の面において公知意匠と共通する意匠
⇒ 本質的に公知意匠に含まれ、創作として未知のものと評価するに値しない

同一の範囲：物品の形態そのもの

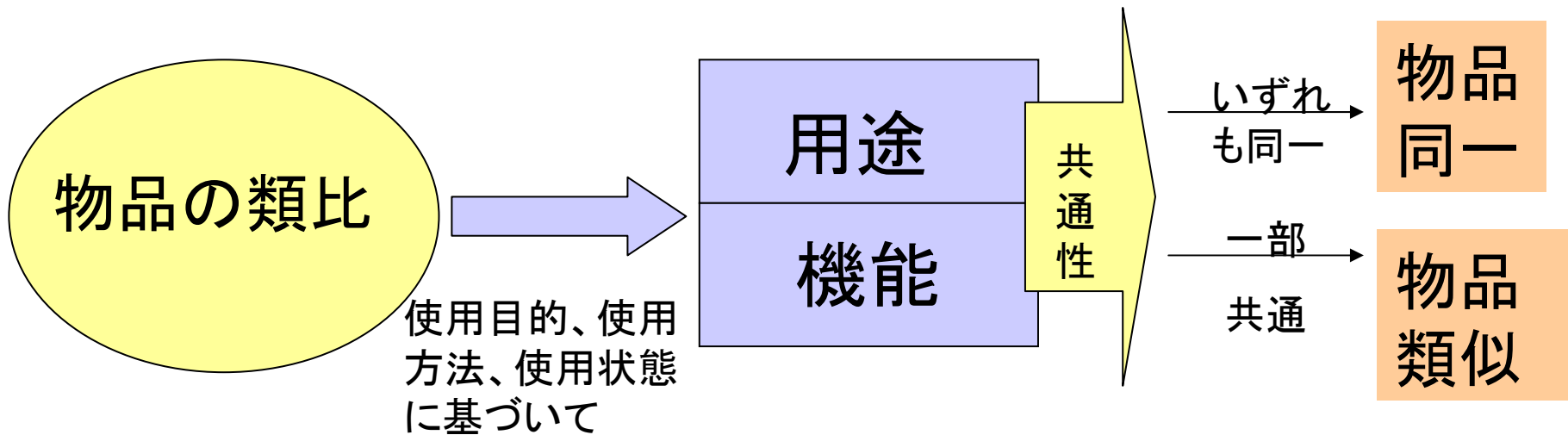
+

類似する範囲まで含めて判断

意匠における同一と類似

- 同一 物品同一、形態同一
- 類似

物品について同一か
形態について同一か 両面から判断



類似する意匠

形態の判断	物品の判断		意匠の判断
	物品の 用途・機能	物品として	
同一	同一	同一	同一
同一	一部共通	類似	類似
類似	同一又は 一部共通	同一又は 類似	類似

意匠の類否判断

- それぞれの要旨認定
- 共通点と差異点の認定
- 共通点と差異点の総合評価による結論

意匠権侵害事件における類否判断

招き猫事件

一般需要者に販売 ⇒ 取引者 & 一般
需要者

置物 ⇔ 正面からの全体観察

登録要件

● 創作容易性

当業者: その意匠の属する分野における通常の知識を有する者

置換、寄せ集め、配置の変更

構成比率の変更

連続する単位数の増減による意匠

公知又は周知の形状などを「ほとんどそのまま」
表したに過ぎない

商慣行上の転用

材質の違い

⇒ 外観上の特徴として表れなければ影響なし

登録要件 不登録事由に該当しない

- 公序良俗を害するおそれのある意匠
- 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれのある意匠
- 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠

物品の互換性確保のために標準化された規格により定まる形状のみからなる意匠

例 JIS規格、ISO規格などの公的な標準

事実上の標準 業界標準として認知

規格の名称等で、標準の形状、寸法などが特定できる

登録要件

- 先願

冒認出願

先願として取り扱われない意匠登録出願

放棄、取下げ、却下されたとき

拒絶査定もしくは審決が確定したとき

拒絶査定・審決が確定した出願、放棄された出願は、
制度上公開されないの、ブラックボックスとなる

- ・重複開発、重複投資
- ・審査負担増大
- ・拒絶の連鎖の問題

組物の意匠制度

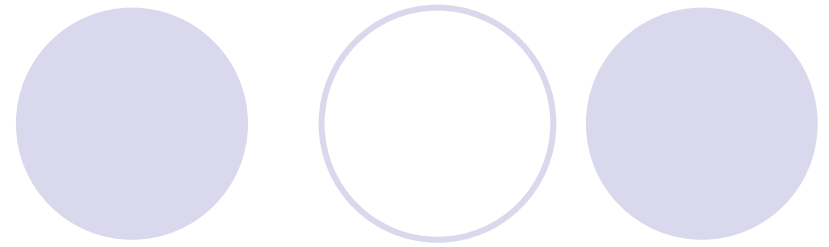
- 同時に使用される二以上の物品であって
組物を構成する物品に係る意匠
組物全体として統一があるとき
一意匠一出願の例外

(1) 組物

同時に使用される二以上の物品
「組物」の品目(56品目)限定列挙

例。1組のオーディオ機器セット

組物の意匠制度



(2) 組物の意匠として認められる要件

- ① 別表 組物の品目に該当
- ② 構成物品が適當
各品目ごとに運用で定められている
- ③ 組物全体として統一
形状における統一、模様による統一
色彩による統一

例。一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット

関連意匠制度

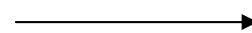
- 本意匠の存在
- 本意匠の出願日と関連意匠の出願日
とが同日

類似意匠の問題点 → 廃止

本意匠(1の登録意匠)とそれに類似する意匠として保護

類似意匠は本意匠の効力範囲を定める際に参酌されるに止まる

侵害のおそれのある意匠が本意匠よりも
類似意匠に類似している場合



類似意匠に基づ
く侵害の成否は
訴訟の対象外

バリエーションの意匠群を的確に保護するものとなっていなかった

関連意匠制度

- デザイン開発の過程

1つのデザイン・コンセプトから創作された
多数のバリエーションの意匠

同日、同一出願人による出願に限り

同等の価値を有するものとして保護

各々の意匠について権利行使することが可能

本意匠 中心となる意匠

本意匠の意匠権と関連意匠の意匠権と対等

関連意匠の意匠権は、

本意匠の意匠権の存続期間満了に伴い消滅

秘密意匠制度

先願主義

実施予定時期よりも早く創作完了しその時点で出願する場合あり

登録意匠は、意匠公報によりその内容が公表される

その公表により、商品計画が他社に知られる状況が生じて、意匠権者が不利益を被らないように、意匠の内容を公報に掲載しない

特許法・実用新案法との相違

秘密意匠制度

意匠権設定の日から3年以内の期間を指定、
秘密にすることを請求できる

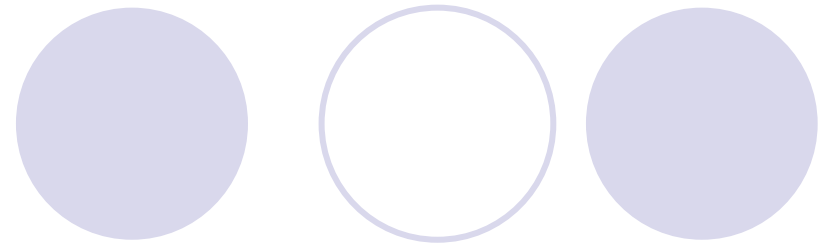
出願と同時に書面を以って請求

秘密期間中に侵害されたとしても、その侵害
行為について過失があったものと推定されな
い

意匠権

- 登録原簿への意匠権の設定登録により発生
- 存続期間は、設定登録の日から20年をもって終了
 - 法改正前(15年):
 - 15年存続率 約20%: 定番商品
- 意匠権の効力と登録意匠の範囲
 - 実施 「意匠に係る物品」を製造等する行為業として 営利目的の場合に限らない

意匠権の消滅



- 存続期間の満了
- 登録料の不納付
- 意匠権の放棄
- 相続人の不存在
- 無効審決の確定（遡及的に効力を失う）



登録意匠の範囲

登録意匠及びこれに類似する意匠

意匠権者：業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する（23条）

「実施」

意匠に係る物品を製造等する行為

製造、使用、譲渡、貸渡、輸入、申出

「業として」

個人的、家庭的な実施除外



意匠の類似

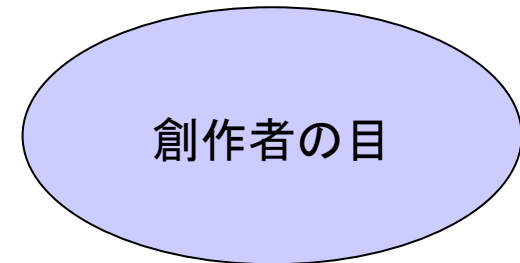
デザイナーによる創作活動の結果



物品において発揮する「美的特徴」



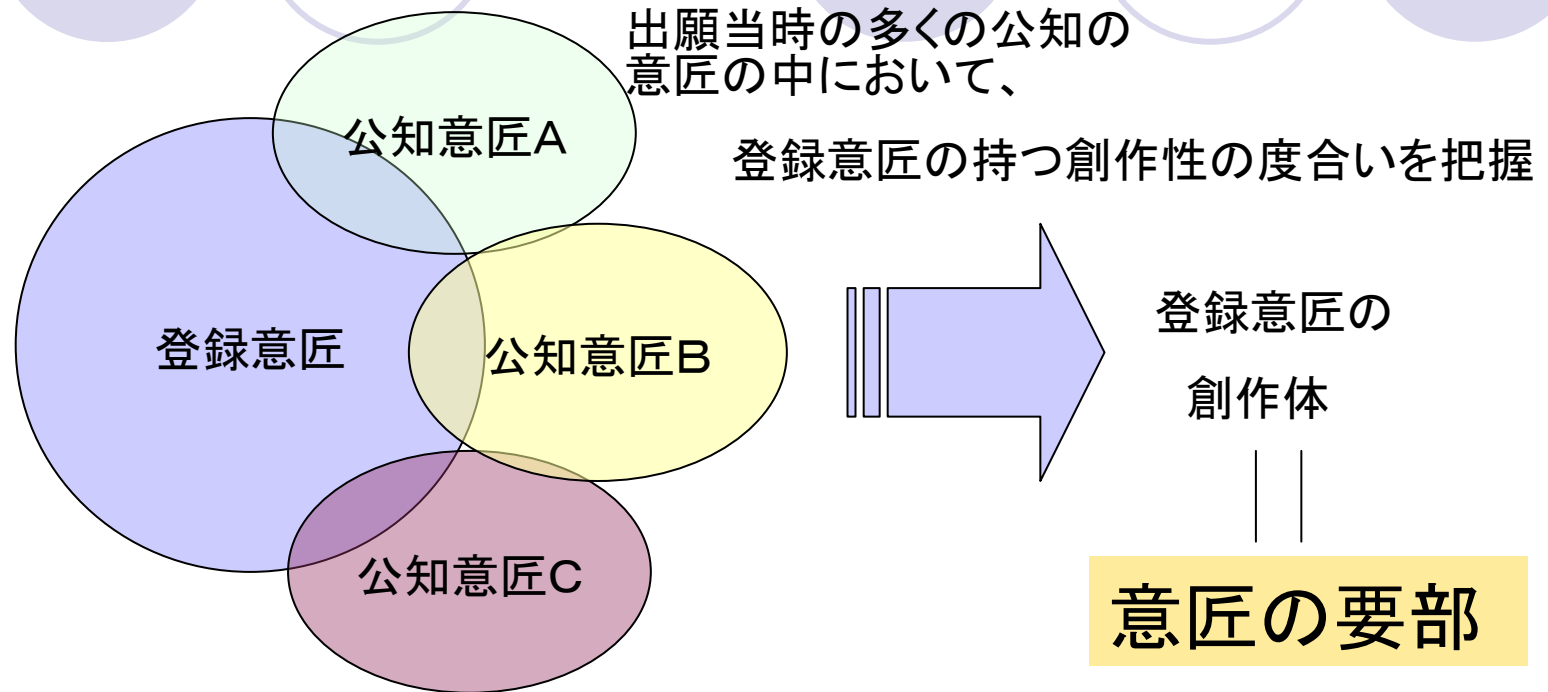
意匠の要部



物品の形状や模様等の外観について、同一の
美的特徴を発揮していると見られる意匠

⇒ 類似の意匠

登録意匠の創作体の把握



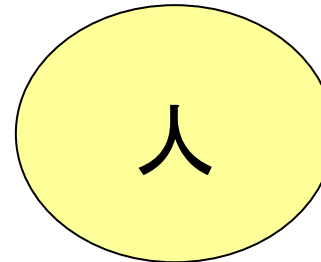
登録意匠の出願前に、どのような形態が当該物品分野（同一又は類似）において知られていたか

これらの形態を登録意匠の形態に対照してみる

登録意匠を侵害する類似意匠

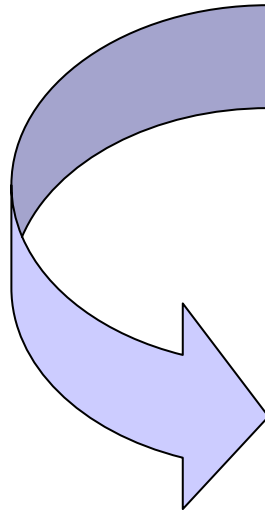
2つの物品
の形態

視覚を通して対比



一般需要者の目

外観から受け
る美感や印象
を同じくする

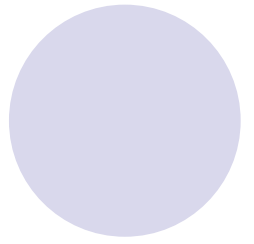
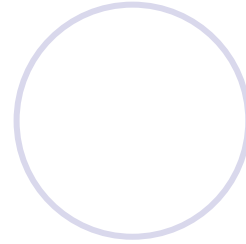
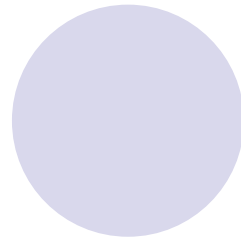
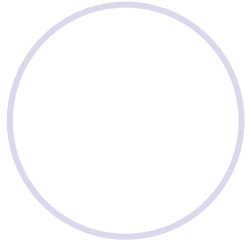
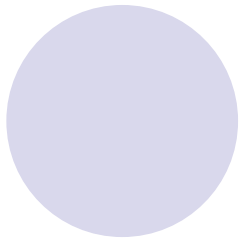


2つの物品
を混同

取引者又は需要者の注意を強くひく
部分が意匠の要部となる

類否判断

看者の注意を引く部分を意匠の要部として認定し、2つの意匠がこの意匠の要部において共通性を有するかを中心に異なる美感を与えるか否か



公知意匠の抗弁

自己の実施している意匠が

公知意匠と同一あるいは実質的に同一であることを主張、立証

⇒ 登録意匠の範囲に含まれない